

「G I F T」 会員規約

(名称及び所在地)

第1条 この会の名称は、ヴァンラーレ八戸アカデミー育成支援「G I F T～全緑な君へ～」(以下「G I F T」といいます。)と称し、G I F Tの事務局の所在地は、青森県八戸市新井田字松山中野場29-1(フットサルアリーナ八戸内)とします。

(運営)

第2条 G I F Tの運営・管理(会員資格の得喪変更、会費の收受、会員規約の制定・改廃等の決定手続きを含みます。)は特定非営利法人クローバーズ・ネット(主たる事務所:青森県八戸市南郷大字市野沢字市野沢35番地、以下「当法人」といいます。)が行います。

(目的)

第3条 G I F Tは、アカデミーにおける環境整備及びアカデミー選手の遠征などの支援を通し、①アカデミーに所属している選手の中から日本を代表するサッカー選手を育てること、②アカデミーから世界へ飛び出せる人材の育成、③そして八戸・ホームタウンで活躍できる人材を育てることを目的とします。

(入会資格)

第4条 G I F Tに入会できる方は、G I F Tの目的に賛同し、本規約を承諾して入会の申込みをした方のうち、以下の各要件を満たし、当法人が入会を承諾した方をいいます。入会後であっても、以下の各要件を満たしていないことが判明した時点で、当社は入会を取り消すことができるものとします。なお、入会の諾否の理由については開示しません。

- ①日本国内に住所を有すること
- ②反社会的勢力(「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定義する暴力団ならびにその関係団体をいう)の組員、構成員もしくは関係者に該当しないこと
- ③未成年者の場合は、保護者と連名で申し込むこと
- ④法人会員になろうとする場合は、3口以上の申込みをすること

(入会方法)

第5条 G I F Tに入会する方は、当社が定める所定の入会手続きを行い、当社の承認を得たうえで、オンラインショップによる決済、事務局での現金払い、振込、その他当社が適当と認める方法により、会費をお支払いいただきます。会費の支払い完了をもって、正式にG I F Tの会員とします。なお、一度お支払いいただいた会費については、その理由を問わずご返金には応じかねますので、予めご了承ください。

(会費)

第6条 G I F Tの会員種別及び各会費は以下の通りです。各会員は何口でもお申込みいただけますが、法人会員は、入会にあたり3口以上のお申込みが必要となります。

- ①個人会員 1口3,000円(税込)
- ②法人会員 1口10,000円(税込)

(会員の権利)

第7条 会員は、G I F Tの会費を含む当法人の資産や当法人の意思決定について、何らの権利や請求権を有するものではありません。

(退会)

第8条 会員は、以下の場合に退会するものとします。

- ①自ら希望し、事務局に所定の届け出をした場合。
- ②本規約に違反したものと当法人が認めた場合。
- ③当法人、クラブ及びその各関係者の名誉、信用を毀損したものと当法人が認めた場合。
- ④その他、会員としてふさわしくないと当法人が認めた場合。

(個人情報の取扱い)

第9条 当法人が会員の個人情報を取得する場合は、当社が別途定めるプライバシーポリシーに従って取り扱います。会員は、当法人がプライバシーポリシーに従って会員の個人情報を取り扱うことについて同意するものとします。

(報告)

第10条 当法人は、会員に対し、毎年12月頃に、当法人又はクラブのホームページ等を通じて、G I F Tの事業及び会計報告を行うものとします。

(有効期間)

第11条 会員の有効期間は、会員が第6条の会費を支払った日より最初に到来する3月31日までとします。ただし、期間満了日の1か月前までに当事者の一方から書面による別段の意思表示がない場合は、会員資格は1年間延長されるものとし、以降も同様とします。なお、自動更新後の追加口数の申込みは会員の自由な判断で行うものとし、当法人から会員に対し、自動更新に伴う追加口数の申込みを強制することはありません。

(改定)

第12条 本規約の改定は当法人において行うものとし、会員に対しては、改定後速やかに、当法人又はクラブのホームページ上、事務局における掲示、その他の方法により、その内容を告知するものとします。

(細則)

第13条 本規約に定めのない事項及び業務遂行上必要な細則は、当法人において、都度定めるものとします。

(附則)

第14条 本規約は2021年4月1日より施行します。